

第201700279376号

平成30年2月14日

一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会会長 様

鳥取県生活環境部循環型社会推進課長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について (通知)

日ごろ、本県の廃棄物行政の推進については、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から、別添写しのとおり通知がありました。

については、御承知いただくとともに、貴会員への周知に御協力くださいますようお願いいたします。
(担当：廃棄物指導担当 牧野／電話：0857-26-7684)

記

1 改正の趣旨

- (1) 一般廃棄物再生利用認定制度等の認定制度に関する変更届出について、法人の登記事項証明書の添付が求められる法人の氏名又は名称及び役員の変更については、変更登記に係る期間を勘案し、届出提出期限を「変更の日から30日以内」に延長。
- (2) 優良産廃処理業者認定制度における認定基準のうち、「事業の透明性に係る基準」について、インターネット公表情報の更新頻度を法人の財務関係書類については「年1回」から「少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度」に変更。
- (3) その他記載の修正。

2 施行期日

平成30年2月2日